

令和2年 6月 2日

資料へのお問合せ先

奈良市教育委員会 教育部

文化財課 史料保存館

電話 0742-27-0169

史料保存館 企画展示

町記録の魅力ー書き継がれた300年の歴史ー

史料保存館では、保管史料を活用した奈良町の歴史情報発信に努めています。今回の展示では、江戸時代に奈良町で住み、生活を営んだ人々によって書き継がれた5つの町の記録から江戸時代の社会、政治、経済、信仰、災害など人びとの生活の諸相を紹介します。

1. 開催概要

会場 史料保存館 展示室(奈良市脇戸町1-1)

会期 令和2年6月2日(火)～7月19日(日)

開館時間 午前9時～午後5時(入館は午後4時半まで)

休館日 月曜日・祝日の翌平日(祝日は開館)

入館料 無料



史料保存館・奈良町にぎわいの家の場所

2. 展示の見どころ

今回は、「定日記」(綿町)、「永代帳」(中院町)、「町中年代記」(井上町)、「萬大帳」(東向北町)、「諸事記録控」(内侍原町)等の町記録からわかる興味深い6つのトピックスを紹介します。

- ①町で暮らすときの約束事や祝い事の様子。
- ②町内安全を願って春日社参拝する人々。
- ③幕末期の町と奉行所とのやり取りから、鹿と奈良町の長い歴史とその変化。
- ④嘉永7年(1854)6月に起こった大地震の奈良町の被害状況、同年11月の南海地震の大阪の被害状況。
- ⑤天保の改革で出された儉約令のひとつ野菜の促成栽培禁止令。
- ⑥紀州藩の銀札を流通させるために置かれた紀州藩御用所(紀州屋敷)。

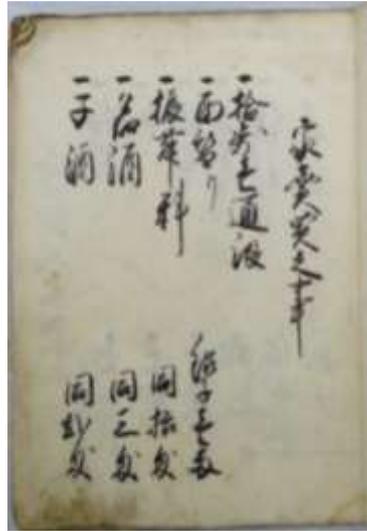
これらから、町のくらしと出来事がわかり、町記録の史料としての魅力を知ることができます。

3. 告知方法 市ホームページ・twitter・関西文化.com・しみんだより5月号・チラシ配布・報道機関及び歴史街道推進協議会への情報提供、周辺施設への広報

展示予定史料

【町入りの約束事と祝い事の披露】

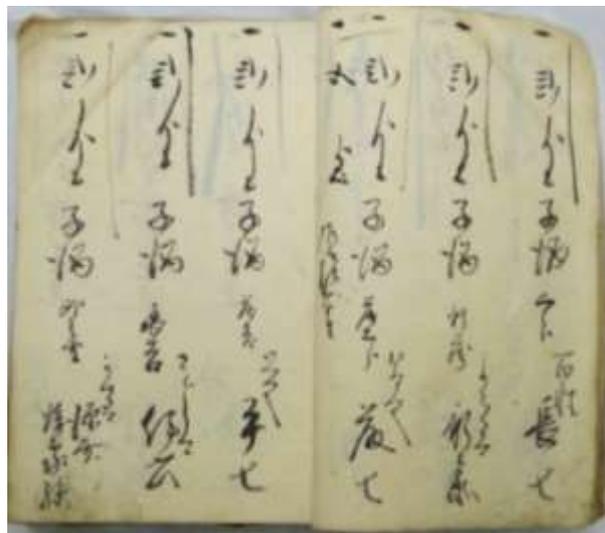
(1) 綿町定目記 寛政13年(1801)正月吉日



綿町の町記録です。新しく町の構成員としての仲間入り、町の共同体の暮らしについての約束ごとが記されています。

「十分の一」は、新しく家を買得し、入町するとき購入額の十分の一を町に納めること。「子酒」は、子供の生まれた披露の祝儀です。

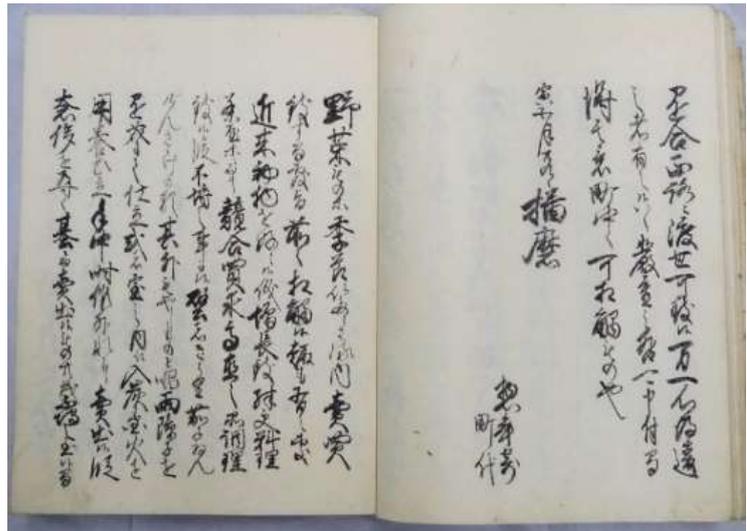
(2) 綿町祝儀納帳 文化3年(1806)



綿町の祝儀納帳は、文化3年(1806)から、昭和4年(1929)に至るまで約120年間の町内の祝儀の記録です。個々の家庭の祝い事を、町の人皆へ披露し、お祝いするという習慣が、長く続いていたことがわかります。

【天保の改革で出された儉約令】

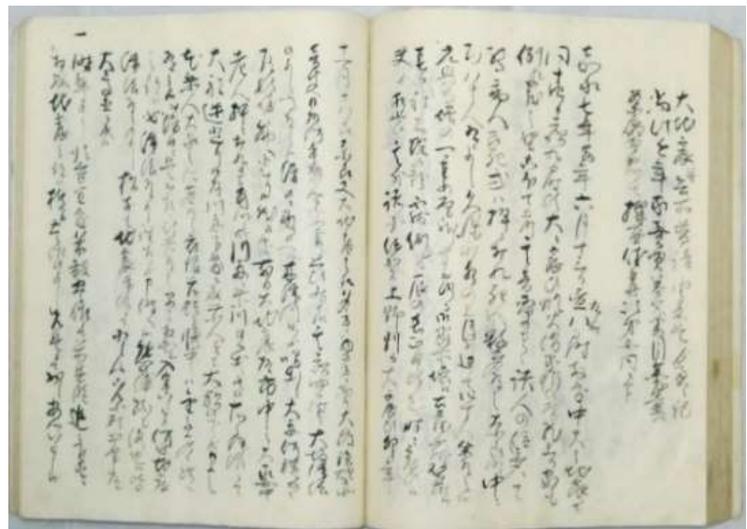
(3) 中院町永代帳 天保13年(1842)3月 (中院町)



中院町の町記録です。天保13年(1842)4月に、奉行所からの触を書き記したものです。江戸時代後期に、幕府は財政改革のために老中水野忠邦が天保の改革を行い、その中できびしい儉約令がいくつも出されました。これは、そのひとつで、野菜を促成栽培し高値で売買することを禁じた触です。

【嘉永7年(1854)に大地震が起こる】

(4) 井上町町中年代記 五番 文化13年(1816)8月吉日(井上町) ※市指定文化財

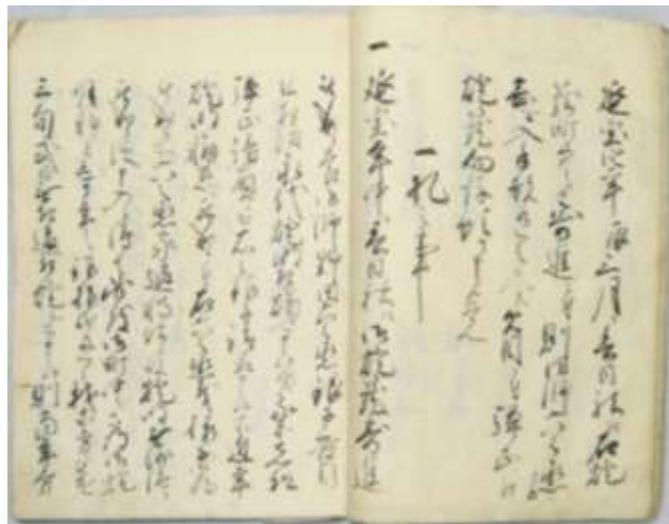


井上町の町記録です。嘉永7年(1854)6月13日、14日に、三重県伊賀上野を震源地とする大地震が起こり、奈良にも大きな被害をもたらしました。町中年代記には、奈良町中では約180人の死者があり、春日社参道の石燈籠が残らず倒れてしまったとあります。

また、同年11月に起こった、南海地震について、大阪での津波による甚大な被害状況についても記しています。

【春日社への燈籠寄進と後日談】

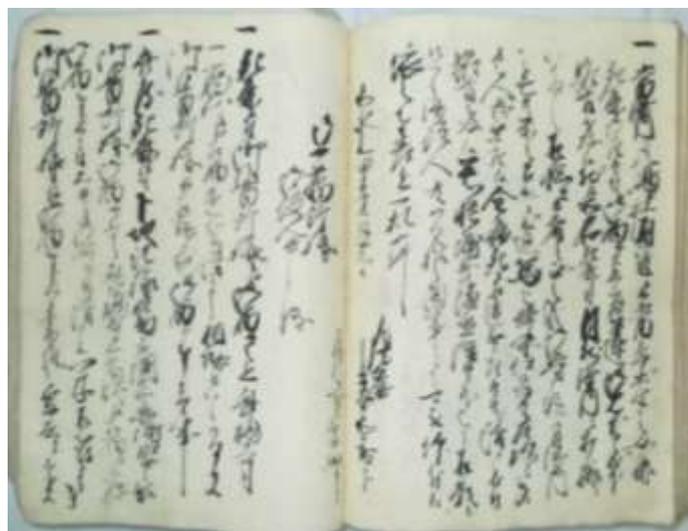
(5) 萬大帳 三番 享保6年(1721)正月吉日 (東向北町) ※市指定文化財



東向北町の町記録です。奈良の町では、春日社への信仰が厚く、町内安全や商売繁盛を願い各町よりたくさんの燈籠が奉納されています。東向北町では延宝4年(1676)に、燈籠を奉納しています。それから、47年後の享保8年(1723)に、永代灯明料を納めたにもかかわらず、灯明が灯されていないことに気が付いた町の人たちが、どのように対処したのか紹介します。

【鹿と奈良町】

(6) 内侍原町諸事記録控書 天明7年(1787)11月吉日 (内侍原町)



内侍原町の町記録です。この記述は、嘉永元年(1848)7月19日、町内に鹿が倒れていたため通例の如く興福寺へ届け、処理を済ませました。その上で、念のため奉行所へも届を出す、届け出の順序が間違っていると大変なお叱りを受けました。以後は、最初に奉行所へ届け出ることをしっかりと心得ておくようにと記しています。また、この一件のために、奉行所へ差出した詫び状の写しも残っています。